

(3) 県負担・補助率の考え方

消防組織法第29条により、消防職員の教育訓練、市町村の行う救急業務の指導に関する事項は、県の責務である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	1,152	
旅費	230	
需用費	263	
委託料	445	
合計	2,090	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 他県の状況

愛知県・三重県においては平成27年度に全県域で運用を開始している。
(当県においても全域で開始済み。)

(2) 事業主体及びその妥当性

消防組織法第29条により、消防職員の教育訓練、市町村の行う救急業務の指導に関する事項は、県の責務である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保証するためには、応急措置の常時指示体制、事後検証体制、教育体制の充実を図ることが必要である。

また、救急救命士の処置範囲が拡大していく中で、救急隊員の知識・技能の向上はこれまで以上に重要になっていることから、救急活動の高度化に向けた教育訓練体制の充実強化を進めていく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
一般市民により心肺停止の時点が目撃された心原性の心肺停止症例の1ヶ月後生存率	(H)	12.0% (H28)	11.6% (H29)	13.4% (H30)	14.1%	95.0%
一般市民により心肺停止の時点が目撃された心原性の心肺停止症例の1ヶ月後社会復帰率	(H)	8.9% (H28)	8.7% (H29)	10.0% (H30)	11.4%	87.7%

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○「血統測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与及び心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施」に関する追加講習

・第1回 12月17、18日 24名（予定）

・第2回 2月18、19日 24名（予定）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

「血統測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与及び心肺蘇生停止前の静脈路確保と輸液の実施が可能な救急救命士」を養成したことにより、救急活動の高度化が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	人間は呼吸が止まると数分で死に至るため、いち早く救急現場に駆けつける救急隊が傷病者の気道を確保し呼吸管理を行うことや、心肺停止前の重症者や低血糖発作症例の傷病者に輸液やブドウ糖溶液の投与を行うことは、救命率の向上のために重要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	高度な救急救命措置を行える救急救命士を着実に養成していくことが、病院前救護体制の充実につながり、傷病者の救命率の向上に寄与するものであり、追加講習の実施は有効である。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	各消防本部の救急救命士の採用や養成状況を勘案して計画的に講習等を実施しており、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 救急救命士が心肺停止前の傷病者に対し静脈路確保や輸液を行うことは、救命率の向上に寄与する一方でリスクが高いため、事後検証やリスク管理を確実に行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 救急救命士が行える処置行為の範囲は随時拡大されており、また、その内容も適宜変更されている。これらに適切に対応し、質の高い救急救命活動が行えるよう引き続き実施していく。
